

## 小型家電機器の回収を行います

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

使わなくなった小型家電機器に含まれる金属等を資源として再利用するため、ご協力をお願いします。

※家庭で使われていたものに限りません。(事業所から出たものは回収しません。)

日時 6月13日(日) 午前9時から11時

場所 保健センター前駐車場・神泉総合支所駐車場

### 主な回収できるもの

固定電話、携帯電話、ファックス、炊飯器、電子レンジ、扇風機、ストーブ、ビデオデッキ、ラジオ、パソコンおよび周辺機器(モニター・プリンター)、掃除機、ゲーム機、電動ミシン等

### 回収できないもの

家電リサイクル法対象品目(テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・乾燥機)、小型家電リサイクル法の対象品目でないもの、布や木製部分が含まれるもの(こたつ、音響機器、電子カーペット)、電池・バッテリー・レーザープリンターのトナー

### ○注意事項

- ・電池は取り出して、有害ごみとして排出してください。
- ・端末(携帯電話等)内の個人情報、自己責任で事前に消去してください。

### 収集ボックス



15cm×30cm以内の大きさであれば、役場防災環境課窓口及び神泉総合支所窓口収集ボックスを設置してあります。開庁時間内にお持ちください。  
※投入口に入らない小型家電は回収できません。

## 結婚新生活支援事業～新婚さんの新生活を応援します～

問合せ 町民福祉課 福祉担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

町では、結婚生活をスタートする新婚夫婦に、住居費や引越費用などの一部を補助します。

対象者 令和3年4月1日以降に婚姻届を受理され、次の要件をすべて満たす夫婦

- ・前年(4月又は5月に申請する場合は、前々年)の夫婦の合計所得が400万円未満であること
- ※夫婦の双方又は一方が申請時において無職または離職した方については、所得なしとして算出します。
- ※貸与型奨学金の返済を行っている場合は、夫婦の合計所得から貸与型奨学金の返済額を控除します。
- ・婚姻日における年齢が、夫婦ともに39歳以下であること
- ・対象となる住居が町内にあり、夫婦双方又は一方が住居し、住民登録をしていること
- ・夫婦の双方が町税の滞納がないこと
- ・補助金の交付から3年以上神川町に居住する意思があること
- ・過去にこの制度の補助金の交付を受けていないこと
- ・他の公的補助による家賃補助を受けていないこと
- ・埼玉県または町が指定するライフデザインに関する講座等を受講し、アンケートに協力すること

補助金額 1世帯あたり 最大30万円

対象経費 令和3年4月1日から令和4年2月28日までに支払った次の費用

- ・新たに神川町の住宅を取得した際の費用
- ・神川町の住宅物件を賃貸する際に要した費用のうち、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- ・引越業者や運送業者に支払った引越費用

申請期限 令和4年2月28日

## 合併処理浄化槽への転換にかかる費用を一部補助します

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

専用住宅に設置されている単独処理浄化槽または汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換を行う場合、補助金を交付します。

合併処理浄化槽に転換し、放流水の水質改善を図り、快適な生活環境をつくりましょう。

対象区域 下水道事業区域(渡瀬・元原の一部・熊野堂の一部)以外の地域

補助基数 人槽を問わず、30基(先着順) 受付開始日 5月17日(月)

補助金額	5人槽	7人槽	10人槽
設置補助金	444,000円	486,000円	576,000円
配管費	64,000円(単独浄化槽からの転換の場合) 32,000円(汲み取り便槽からの転換の場合)		
撤去・処分費	60,000円(単独浄化槽からの転換の場合) 30,000円(汲み取り便槽からの転換の場合)		

### 注意点

- ・補助対象は、専用住宅または店舗併用住宅(居住部分が2分の1以上)で、10人槽以下の合併処理浄化槽に転換する場合があります。
- ・補助対象となる浄化槽は、**高度処理型**で**かつ環境配慮型**の性能要件を満たす浄化槽に限ります。
- ・新築、増改築(建築確認申請を必要とする)に伴い設置した場合は、補助の対象にはなりません。
- ・工事費が上記の金額を下回る場合は、実際に要した工事費用が補助金額になります。
- ・予算に達し次第、受付は終了となります。
- ・工事がすでに着工または完了しているものは対象になりません。

## 有害ごみの分別収集を行います

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

ごみの適正な分別・排出にご協力をお願いします。

日時 5月26日(水) 午前7時～9時

場所 右の表の通り

### 排出できる物

- ・蛍光管(電球は除く)
- ※電球型蛍光灯を含む。
- ・体温計(水銀入り)
- ・乾電池

### 注意事項

- ・袋や箱に入れたままで排出しないでください。
- ・電球や割れた蛍光管は、危険防止のため新聞紙等で包み、不燃ごみの日に排出してください。
- ・事業所のごみは排出することができません。

行政区	収集場所
新宿	寄島公民館
池田	泉徳寺前
二ノ宮	青柳駐在所東
新里	多目的集会所
前組	徳万屋北
中新里	中新里集落センター
小浜	小浜集会所(小松神社)
貫井	観音堂
植竹	日枝神社西側ごみ収集所
肥土	中肥土集会所
関口	池上神社境内
四軒在家	万日堂
元阿保	旧公会堂
八日市	八日市集会所
原新田	原新田集会所
熊野堂	三原集会所
元原	元原集会所
渡瀬本町	戒蔵寺入り口ごみ収集所
渡瀬仲町	渡瀬コミュニティ集会所
渡瀬上町	木宮神社境内
下阿久原	ステラ神泉
上阿久原	ステラ神泉
矢納	矢納センター